

平成29年 第7回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成29年7月10日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第7回会議議事録

- 1 開催日時 平成29年7月10日 午後1時25分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 19名
- | | | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|---------|
| 1番委員 | 榎 洸 武 重 | 2番委員 | 櫻 井 孝 司 | 3番委員 | 高 橋 俊 信 |
| 4番委員 | 高 橋 良 一 | 5番委員 | 廣 田 尚 夫 | 6番委員 | 石 坂 達 夫 |
| 7番委員 | 今 井 育 男 | 8番委員 | 吉 野 拓 夫 | 9番委員 | 星 野 榮 一 |
| 10番委員 | 高 橋 俊 一 | 11番委員 | 森 下 一 郎 | 12番委員 | 河 合 博 満 |
| 13番委員 | 小 池 正 明 | 14番委員 | 原 澤 幸 雄 | 15番委員 | 原 澤 章 |
| 16番委員 | 原 澤 孝 一 | 17番委員 | 内 海 美 津 江 | 18番委員 | 高 宮 玉 江 |
| 19番委員 | 高 橋 久 美 子 | | | | |

- 4 欠席委員 なし

- 5 議事録署名委員

18番委員 高宮玉江 19番委員 高橋久美子

- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 林 和 也 書記 小林紀之 書記 泉 雪 江

- 7 会議に附した事件

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第24号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第25号 農用地利用配分計画案に関する意見について

協議事項・報告事項

- (1)農地法第18条第6項の規定による通知書について
(2)形質変更届の届出について

その他

- 8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

開 会 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に18番委員高宮玉江・19番委員高橋久美子を指名し議事に入る。

それでは、議事に入ります。

議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願

いたします。

事務局

それでは、1ページをお開きください。

議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1・朗読説明）

以上、よろしく願いいたします。

議長

それでは、〇の〇〇さんから同じく〇〇さんへ有償で所有権移転という案件です。担当委員さん、説明をお願いいたします。

9番委員

9番の星野榮一です。

農地法第3条の申請事案があって、7月4日に聞き取り調査を行ってまいりました。場所は、〇の上といいますか、西側上、〇に抜ける途中、約300mぐらいのところですかね、2枚の田んぼがあると。譲渡人の〇〇さんは、現在1人で暮らしているということです。2人の子供は県外、〇と〇ですかね、帰ってきて耕作するような気はないということです。譲渡人は、〇〇さんは、前から農地を渡したくないというようなことがありまして、自分のほうで耕作していた譲受人の〇〇さんに売買の申し入れをしたということです。

受人の〇〇さんは、この下のほうにちょっと田んぼが2枚ありますけれども、それだけで使うのに足りないんですね。借りていたこんな状況でよくないかなとか、作っていたようですが、今回の話は大分条件のいい話なので、承知したということです。

本人、意思確認ということですが、現在耕作しているということで、耕作は間違いなし、確実だと思います。面積、道路のくんだり営農確認も、問題ございません。その他懸案事項はありませんので、以上、皆様のご審議をよろしく願いしたいと思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。ただいま星野委員に報告いただきました。

この案件について、ご質問、意見がございましたら挙手により発言願います。いかがですか。

（「なし」の声）

よろしいでしょうか。

では、許可としたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

続きまして、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、3ページをお開きください。

議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を

求める。

別紙記入事件4件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、番号1、〇の〇〇さん。担当委員さんの説明をお願いいたします。

2番委員

2番、櫻井孝司です。よろしくお願いいたします。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

昨年秋、農振の申請が出たときに、一番最初に見てもらったところです。

〇の元の〇の近く。2軒挟んで申請地という場所です。そして7月2日に現地調査をしたところ、次のとおりでありました。

転用目的は遅滞なく実現するかの確実性ですが、建物の施工業者等も決まっており、許可後に直ちに盛り土工事から着工することです。そして2番、申請面積は適当かについてですが、この〇の、1、307㎡からの分筆しての500㎡ということでありました。そして、北側に4m道路があって、そして西側、隣との家の間に2mちょうど、俗に言う馬入れというやつなんです。それが約25mありまして、後退線の関係もあって、約25㎡構造物はつくれない、そういった条件になってしまう形跡があります。そしてあとは駐車場、こういったものまで含めると、合計500㎡は適当ではないかと思われま

す。3番、周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、今まで採草地として使われていました。今回、一部500㎡が宅地になって、残りはまた採草地として使われるということですが、特に支障はないと思われま

す。それで4番が転用することによって生じる付近の農地作物の被害の防除措置についてですが、想定される被害はないと思われま

す。そのほかに懸案される事項は特にございません。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただいま、櫻井委員より報告いただきました。

この案件について、質問、意見がございましたら挙手の上、発言願います。

いかがでしょうか。

（「なし」の声）

意見がないようですので、許可相当としたいと思えます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、許可相当といたします。

続きまして、番号2番から5番まで関連していますので、一括して行います。

〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんということで、〇〇の工事の資材置き場、工事用車両置き場に使用したいというようなことで、地元委員の説明をお願いいたします。

8番委員

8番、吉野です。

7月5日に現地に行って、確認をしてみました。場所は、〇のところか

ら〇沿いに上のほうに、源流のほうに行ったところであります。かなり細い道で、ブッシュがすごくて、途中まで車で、あとはちょっと歩いて行ってきたんですが、対岸にはご存じかどうかわかりませんが、〇とか〇とかある、ちょうど〇を挟んだ対岸に当たります。ちょっと行った〇という旅館があるんですが、そこから見ると対岸の方がよく見渡させて、大体の場所がわかるのですが、ちょっと木が生い茂っているもので、はっきりここが現地だというのは、その細い道を行かないとわからないと思います。現地は既に畑というよりはかなり荒れていまして、ここが昔畑だったんだなというふうなわかるようなところですよ。したがって、ここは農地としてはどうかというのを、本当に荒地になっていて、そこら辺等は問題ないんですが、また委任されております行政書士の方、それと〇〇の両方に確認をお願いしました。その結果、転用目的、また申請面積、周辺農地への支障とかは、そういった懸案等々何の問題もないと思われます。私個人の意見では、ここは何らそういう問題があるということはない、そういうふうに判断したわけでございます。

皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいま、吉野委員の報告をいただきました。現状は農地というよりも、荒地に近いということでした。

この案件について、ご意見、質問等ございましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、許可相当としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当といたします。

続きまして、番号6番、〇のですね、〇〇さん、お子さんの〇〇さんの案件です。担当委員さんの報告をお願いします

11番委員

11番、森下です。よろしくお願いします。

前回は出た農地のほかにはこの部分については、写真のほうがわかりやすいかと思うんですけども、これは、ここの部分については、平成のときに実家を新築したわけなんですけど、そのときに分筆を住居の建てる部分だけを分筆して、それ以外のところ農地として残っていたんですが、最初は幾らか農地、現に使い方をしていたんですけども、庭先なもんですから、庭木を植えたりなんかしちゃって、だんだん現状が農地じゃなくなっちゃいまして、課税上については既に宅地の課税がされております。それで、今回その関係で始末書つきの申請という形で、5条の申請をあげていただきました。なので、事業の確実性については既にもう始末書添付の状態、確実性については間違いのないところですよ。

申請面積は適当かということなんですけど、これについては全体の面積が約、もとの地番が1, 000㎡近くありまして、転用のときの申請に全体を申請するのが、すると不許可になっちゃうもんですから、本当の家を建てる場所だけ分筆をして申請をして、それ以外は農地で置いといたんですけども、この裏に、母屋なんですけれども、前住んでいる家の前に新築したもんですから、一体的にやっている中で、だんだん自分の家ですから畑の使用よりも庭をつくったり、それから駐車場のスペースや何かにしちゃっているようなところが現状

です。

それで今回は始末書つきの申請になったわけですが、周りも全て全部自己所有地で、南側は全部公道ですので、ほかの耕作地に対する部分については特に支障はありませんし、若干東側にあるのは自分のビニールハウスがありますけれども、これが特にそういった営農上の問題もありませんし、その農地については既にこの前の6月の申請で〇〇さんに譲渡の許可をいただいておりますので、こちらについては問題ないといえますか、若干幾らか庭先を今回畑にするとやったんですが、若干ブドウの果樹があったり、でもそれつくっている自体がもう、農業という感じじゃなくて、家庭菜園の延長上でブドウをつくったり果樹を植えたりという形で純然たる農地としての利用というのは疑問が残るような状況なんですけど、ところで、今回譲渡して、正式に地目変更をしたいというような形で本人は考えてございますので、その点をお酌み取りをいただきまして、審査をお願いしたいと。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。ただいま森下委員より報告いただきました。既に庭用地として使用されているということですので、この案件につきまして質問、意見等ありましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。

1 番委員

いいですか。

議 長

はい。

1 番委員

1 番の櫛淵ですけれども、地元の委員さんにあれなんですけど、これはどうしてこれが発覚したというか、5条で申請しようと思ったのですか。どなたが、地元の委員さんがこれは畑だよなという指摘があって、それともそうでなくて、本人の自主的に。

1 1 番委員

それについては、その前の前回の申請のときに、この部分を含めて、畑で譲渡するという形で申請を上げたんですけれども、現地調査したらこれは現状は畑じゃないやねということがわかっちゃいまして、それでここは今回の申請から外してくださいよと提案して、改めて手続をしてという形で今回申請になってあります。だから前回に一括で上げたんですけれども、これは要するに農地じゃないから、ほかの案件とは別に切りはなして、始末書つきで。

1 番委員

1 度だけね。

1 1 番委員

1 度だけ。前回のときにも一括で息子に全部生前贈与で全部あげちゃおうと思ったんですけれども、使い方が不適切だから一緒に申請はできないよという形で、その部分申請を差しかえていただいて、改めて別の始末書つきで今回の申請をしてください、改めて申請してくださいという指導で今回申請になったような実情です。

1 番委員

私は何で質問したかというのと、やっぱり私のほうでもかなりこういうケースがいっぱいあるんで、税務課で指摘すれば何とかなるけれど、地元の委員からこれは言いづらい。

11番委員 それだと、実際今農家の家で、庭先とかは勝手に駐車場にしたり木を植えたり、農地や何かで実際に使っていないとか、まあ、ありがちなケースなんですけれども、今回みたいにちゃんと正式に手続出てくると、目をつぶるわけにいかないんで正式な形をとって、一応このように手続きをとって下さいよという形で申請していただかなきゃなんないんです。改めてそれを新たな掘り返して、本当はそこまでしなければ、農地パトロールとかしなければいけないのかもしれないんですが、なかなか地元になると、そういう、きつい部分があると思うんですが、そんなことをご理解いただければと思います。

議長 今までの申請に至るいきさつについて、地元委員から。
そのほかに何かございますか。
なければ、許可相当と決定したいと思いますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声）
それでは、許可相当と決めます。
続きまして、番号7番、〇の〇〇さんで、息子の〇〇さんが、これも自宅を建てたいという案件です。担当委員さんの説明をお願いいたします。

16番委員 16番、原澤です。
7月8日に。昨年の秋に除外申請したところ。写真は、ちょうど三角の道に囲まれている土地なので、最初の1の確実性は、今月中にもう工事に入るそうです。許可が出しだいに。それで、申請地がある、東側は耕地になっていて、その北側が基盤整備であいた道。その隣の〇〇さんという家があり、土地があるのですが畑になって、その人は、許可というか、手続はみんなしたそうです。墓地のところも一応承諾を得ているそうです。あと、ほかの件に関しても何ら問題ないと思いますが、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。原澤委員に報告いただきました。
昨年、農振除外ということで現地へ行ってありますので、この案件につきまして質問、意見がございましたら挙手により発言願います。いかがでしょうか。
ございませんか。
（「なし」の声）
なければ、許可相当と決したいと思います。
続きまして、議案第24号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 7ページをお開きください。
議案第24号農用地利用集積計画に対する意見決定について。
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求める。
別紙記入事件、20件です。
次のページをお開きください。
農用地利用集積計画概要でございます。
畑は、賃貸借の通年、807㎡、使用貸借の通年、3万1,516㎡、合計、3万2,323㎡です。貸し手は15戸、借り手は3戸でございます。設定期

間は、畑、4年、5年、10年です。

9ページから総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

個別の明細がございます。ここを確認願ひます。質問等ございますか。いかがですか。

なければ承認したいと思ひます。

続きまして、議案第25号農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局よりお願ひいたします。

事務局

11ページをお開きください。

議案第25号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので、意見を求める。

別紙記入事件1件です。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1・朗読説明）

以上、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま、ごらんいただきましたが、関連する担当委員さん調査の報告をいただきたいと思ひます。

11番委員

11番の森下ですけれども、今回の多分これ〇〇さんなんですけれども、前の案件の僕が聞いてきた中で、2番から5番まで、ここについては直接借りて、その後ろの〇〇を通じて、今回また正式にやる分と、2つ〇〇さんはやっているんですけれども、その特に新規とはいっても、契約の新規であって、既にもう何年か前から酪農用の採草地としてトウモロコシの栽培用地として使っていて、特に新規という形になってはいるんですけれども、手続上の新規であって、耕作の型態が特に変わったという形ではなくて、その近辺、周辺一体的に全部つくってしまして、その周りも全部つくってしまして、申請した箇所だけという形じゃない、全体的にその広い面積でやっていますので、特に問題はないと考えます。

議 長

具体的には、やっぱり現況のまま、借りていたところを中間管理機構をとおすという形だと。

12番委員

12番、河合です。

自分が担当しているところは、〇2筆です。これ、7月3日に周りから見て、全体を見て、自分から見ても、前からこれ、数年前から〇〇さんが何を作っているかは、わからなかったけれども、要するに酪農屋さんあの近辺、〇というところなんですけれども、ちょうど〇北側のところなんですけれども、もう地元〇の〇の皆さんも、そういう農地をなかなか耕して耕作はできないような状態

です。〇〇さんなんかが酪農の人たちが来てやってくれれば、かえって荒地にならなったり、きれいな状態で管理もしてもらっていますので、このまま継続して、借り手が今回〇〇を介してするということだと思うんですけども、前からの状態から見ても、これからの現況、あるいは将来の担う関係からも適当だと思います。もし仮に借りてもらえなければ、近辺かなり荒れるのかなと思います。ですから適当だと思います。

13番委員 業務でこれはあります。きております、森下委員、河合委員との関連ですけれども、この、まずは、貸付後において周辺農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響ですが、周りはトウモロコシがほとんどなんですけれども、きれいに耕作されてあるので、特に心配はないと思います。2番の全ての農用地について、適切に耕作し必要な農作業に常時従事する見込みということは、〇〇さんご存じのかたもいると思いますが50才代前半か、息子さんもいますし、そこに絵にかいたように、正しい家族構成です。そういった将来に対する心配も全くなく、充実しております。これについては見込みがあると。

それから3番目の借受希望者への、貸し付けの適否。これも適当だと思います。

議長 ありがとうございます。ただいまの3人の担当委員さん、報告いただきました。

意見としては、貸付後における周辺農地への影響は、ない。2番の必要な農作業従事者の見込みは、ある、3番ですね、借受希望者への貸付の適否は、適当である。という意見でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、そのように決めます。

続きまして、5番ですね、協議事項・報告事項に移ります。

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、13ページをご覧ください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

◇(議案書・番号1・朗読説明)

以上でございます。

議長 報告いただきました。

続きまして、(2) 形質変更届の届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 14ページをご覧ください。

形質変更届による届出について報告いたします。

◇(議案書・番号1・朗読説明)

以上でございます。

議長 報告いただきました。

続きまして、6番、その他で何か。

- 1 番委員 先ほどの案件の宅地になっていたという畑だけれども、もう宅地の課税がされているということに、あったんだけれども、ということになると、その逆を捉えると、もう現状宅地並みにやっているんだから、雑種地か何かでやっているんだから、これを宅地でしろよというのは、どっちが優先か。
- 事務局 優先ですか。
- 1 番委員 もう税務課が宅地並みに認めてきていけば、畑ではなく宅地なんでしょうね。だからその辺で、もうそういうことも幾つかあるんですよ、うちのところでも。で、それは雑種地か庭で使ったりする、駐車場に使ったり、そういうのあるんだけれども、そこはもう税金を取られるということはもう農業委員会であれすることなく、それだけで地目変更なのかなというか、その辺はどんなふうに。
- 事務局 地目という言葉は、2つの意味がございます。台帳地目、現況地目。現況地目というのは、税務課課税のために、例えば台帳は畑であっても、宅地、そして宅地並の課税をするということがございます。どちらが先かというお話はケース・バイ・ケースだと思われまので、全くわかりません。税務課が航空写真などを使いまして、調査を行います。まず税務課は、台帳の地目と同じ使われ方をしているのかどうかということ进行调查いたします。現に本日もある担当の委員さんにお話しさせてもらったんですが、転用と思われる土地を見つけてきてくれています。税務課が調査をした、見つけた、その後に農業委員会に転用の確認ですとか、所有者の状況ですとか、そういったことに対して問い合わせています。そして、違反であるということがわかれば、農業委員会からも所有者にお話しさせていただくということと同時に、税務課も地目と違う使われ方がされております、現況に即した課税をさせていただきますというお知らせを出します。順番はそのような関係で、あるようなないような。
- 1 番委員 捉えていると、結局、もうこの既成事実的にこちら出されてくる。
- 1 1 番委員 それは、基本的にはだから農業委員会として転用、農地の場合は税務課ということよりも、転用の前の形に原状回復を最終的にはさせられるわけですよ。だからそこまでやるかやらないかは農業委員会としての判断です。出されるのはあるんだけれども、最終的には、だから地元農業委員というより、農業委員会としてどういうふうに指導するかという部分が今きている。だから、規模にもよるし、余り大々的な何反歩とか、目をつむるわけにはいかない。それはケース・バイ・ケースなものですからね。
- 議 長 よろしいでしょうか。
ほかにございませんか。なければ、議事を閉会したいと思います。
- 閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理吉野拓夫閉会を宣す。

〔午後2時15分〕

